

研究課題の名称：ヘーゲルの命題観から見た「反省論」の考察

氏名： 岡崎秀二郎（東京大学大学院）

1. 研究の背景と方法

近年ヘーゲル哲学に向けられてきた関心は、どちらかと言えば理論哲学的というより実践哲学的な眼差しに基づいていることが多くなってきている。例えばホネットの社会哲学的承認理論や、クヴァンテの行為論、あるいはまたブランダムによる推論主義にその傾向は象徴される。その近年の眼差しの中で、ヘーゲル哲学全体の中に『大論理学』がもちうる位置づけも従来からやや変化してきたと言える。

従来の『大論理学』研究は、ヘーゲルの哲学体系の他の二つの部門（自然哲学・精神哲学）へと応用可能であるような基礎的な方法論を、それら二部門の基礎に当たる〈論理学〉の中に求める傾向にあった。例えば二〇世紀後半から世紀末にかけて精緻化されてきた、ヘンリッヒやイーバーらによる「反省」理論は、そうした研究傾向を背景とした一つの成果であると言えるだろう。だがそうした傾向に対して、（特に前述のクヴァンテの研究に象徴的に見られるように）実践的文脈を前提とした『大論理学』の新たな解釈の視点、とりわけ（ヘーゲル自身が唱えたような）、『法の哲学』の基礎となる方法論をそこに求めるという、新たな視点が現れてきている。

本研究はこうした研究状況の中で、従来の「反省」理論が念頭に置いてきた問題を、新たに現れてきた実践的なヘーゲル解釈の文脈の中に位置づけ直すことが可能かどうかを探究するものである。本研究はその探究の方法として、従来ヘンリッヒやイーバーらが「反省」理論との関連で着目してきた、『大論理学』における「規定的否定 (bestimmte Negation)」の概念の用法に焦点を絞り、その含意を、現代の実践的文脈に重心を置くヘーゲル哲学解釈の観点から汲みつくしうるかどうかを検証した。

2. 研究成果

本研究の成果は主に二点である。一つは、「規定的否定」の概念を軸とすることで、確かに『大論理学』の中には、現代の実践哲学的文脈へと応用可能な一定の知見を見出すことができるという、積極的な成果である (1)。この成果は、主にブランダムの推論主義が提示する、その「命題」・「判断」に対する理

解を援用することで引き出された。

もう一つは、それとは反対の、むしろ消極的な成果である。すなわち、確かにヘーゲルの「規定的否定」の概念の用法そのものには、実践的文脈に拡張可能な知見が見出されるが、しかし、ヘーゲルが同概念を用いる議論の目的自体は、実践的ないし規範的観点のみでは汲みつくすことができない、言わば形而上学的な背景を帯びている側面が明らかにされた (2)。以下、この二点について報告を行う。

(1)

ブランダムは推論主義は元々、テイラーがヘーゲル解釈の参照軸とした、「表現主義 (Expressivism)」の観点に基づいている。「表現主義」とは、〈我々の命題や判断、推論の形式が、我々の行為の内で隠伏的なままであるものを、顕在化する働きをもっている〉と考える立場である。従来から、こうした立場は、〈即自的 (潜在的) に (an sich) 存在するもの〉を〈対自的 (自覚的) に (für sich) 存在するもの〉として把握し直すという、ヘーゲル哲学の思想的特徴に親和性をもつものと考えられていた。ブランダムはこの表現主義に立ちつつも、特に「様相」概念を伴う命題や判断が、こうした顕在化の働きを担いようという考えを示している。

例えば「あのライオンの眠りは浅い」という平叙文を考えてみる。この文の内で隠伏的に含まれている含意は、「何か適切な刺激があればライオンは目を覚ますだろう」という必要条件文により顕在化される (cf. Brandom 2015, 67)。さらにこの顕在化された文を分析すれば、この文は、「仮にあのライオンが槍で襲われた (p) ならば、ライオンは目を覚ます (q) だろう」といった、諸々の仮定的な条件 ($p \rightarrow q$) を、——それに相当する反事実的な可能性 ($\diamond(p \wedge \neg q)$) を実質的に排除しつつ——含意していることが導かれる。ブランダムは、こうした、現に記述された事実が、ある特定の条件との実質的な両立不可能性を既に含意するという、「事物が客観的に存在する仕方の規定性」(Brandom 2015, 199) を、ヘーゲルの「規定的否定」に通じるものと解している。

本研究は、実際にこうした推論主義の観点に基づいて『大論理学』「概念論」の命題・判断論を解釈し直した先行研究として、Berto(2007)等を参照しながら、『大論理学』「本質論」の「様相」論の中に、それと同種の「規定的否定」の理解が現れていることを示した。この研究成果については、Okazaki (2019) で発表を行った。

(2)

本研究は(1)を通じ、ヘーゲルの「規定的否定」の概念自体がもつ射程の広さを確認した。だがこの研究を通じ、様相論の文脈に限ったとしても、『大論理学』の「規定的否定」の概念には、実践的観点からは汲みつくされえない含意が伴われているという限界もそれと同時に明らかにされた。本研究は実際にヘーゲルの様相論が集中的に提示される、『大論理学』「本質論、現実性篇、現実性章」全体の記述を念頭に置いた上で、そこで「規定的否定」の概念がどのような文脈に置かれているのかを、よりヘーゲルの思想に内在的な視点に立って解釈し直すことで、その限界を評価することを試みた。

この「現実性章」自体は、「形式的」・「実在的」・「絶対的」という三つの様相類型を扱っている。そしてこの内、「規定的否定」概念に基づく様相論は、二番目の「実在的」様相で提示される。本研究は、まずこのヘーゲルの「実在的」様相の根底にあるアイデアとして、カント『純粹理性批判』の「経験の類推」で示された様相理解が用いられていることに着目した。すなわち、カントの考えでは、何か或るものが「可能的」であるだけでなく「現実的」であるには、その或るものが「経験の形式的諸条件」を満たすだけでなく、我々の感覚と連関しうるものであるという、「経験の実質的条件」をも満たす必要がある。例えば、或る論理的に可能な辺の長さをもつ三角形を想定できるとしても、それがさらに「物」として現実的なものであるには、直観形式である「空間」の中で実質的に構成できるものでなければならない。この観点から本研究は、ヘーゲルの「実在的」様相が、カントに従い、((1)で明らかにした)〈事物が客観的かつ規定的に存在する〉ための条件として、このように「物」が現実的に存在するための実質的条件を想定しているという解釈を示した。

しかし同時にこの点において、「実在的」様相の限界も明らかになる。というのも、カントの考えでは、「物」が現実的に存在するための条件は、それが実質的に知覚可能かどうか、という点から判定される。だが、この観点は結局、我々がどのような知覚の主体を想定するか、という言わば恣意的な前提に依存せざるをえないからである。ここから、ヘーゲルの弁証法的展開はこの「実在的」様相から「絶対的」様相へと進展する。その展開でヘーゲルが目指しているのは、こうした恣意的な前提を「偶然性」という様相類型として把握し直し、その「偶然性」に制限されない絶対的な「必然性」がいかなるものかを探究することだと言える。

一見すると、こうしたヘーゲルの試みは「絶対的必然性」という概念を前提した近代形而上学に見出

されるような、独断的なものに過ぎなく見える。だが本研究は、実際にはこうした「実在的」様相から「絶対的」様相を導く議論の萌芽が、従来の形而上学の様相論を既に超克しようとしていた前批判期のカント自身の形而上学的議論に見出されるものであり、ヘーゲルの試みもあくまでその延長線上にあるという見方を、哲学的に再構成した。この研究は、岡崎(2020)において論文として発表した。

本研究は以上の(1)(2)の成果を通じて、従来の『大論理学』研究が「反省」理論の文脈で着目してきた「規定的否定」の概念が、「命題」・「判断」の様相に重点を置いた現代の実践哲学的観点へと拡張可能な含意を確かにもちうることを、そして他方で、その実践哲学的観点のみでは、ヘーゲルが哲学的に受容した形而上学的課題を汲みつくすことはできない、というその一定の限界とを、同時に明らかにしたと考える。

3. 参考文献

- Berto, Francesco. 2007. "Hegel's dialectics as a semantic theory: An analytic reading", *European Journal of Philosophy* 15 (1), 19-39.
- Brandom, Robert B.. 2015. *From Empiricism to Expressivism: Brandom Reads Sellars*. Harvard University Press.

4. 発表論文等

- Shujiro Okazaki, "Global Expressivism in Hegel's *Science of Logic*", The 11th Beseto Conferene of Philosophy, The University of Tokyo, 28th-30th June 2019.
- 岡崎秀二郎. 2020. 「ヘーゲルの様相論」, 東京大学哲学研究室『論集』38号, 13-26.